



兵庫県青少年愛護条例が改正されました。

(平成28年4月1日施行)

第24条の5 青少年のインターネット利用に関する基準づくりが行われるよう支援に努めなければならない。

## 有害情報から 子どもを守るにつ

### フィルタリングを利用する

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスのことです。

スマートフォンなどを使ってインターネットサイトへアクセスしたときに、有害情報から子どもたちを保護できます。また、子どもたちの発達段階に応じて、保護者が設定・管理することで、トラブルを未然に防ぐことも可能です。

### 家族で

インターネットを正しく使うルールづくりをしましょう

(ルールの例)

- ・夜間の使用制限
- ・個人情報の取り扱い
- ・アプリの利用制限
- ・第三者と直接会わない
- ・ネット通販は利用しない など



青少年補導委員協議会

副会長

船木修三



米田町在住  
補導員歴19年

私たち青少年補導委員協議会では、毎年、夏休み期間中に深夜特別補導を実施しています。

この活動は、午後10時から市内の公園やコンビニなどを巡回し、青少年の深夜徘徊を注意したり、早期の帰宅を促したりするものです。

午後11時以降は、保護者同伴でも未成年者の外出が兵庫県青少年愛護条例で禁止されています。

私たちは、次代を担う子どもたちが健全に育つことを願って、これからも愛情を持って子どもたちに接してまいります。